

佐賀空港供用規程

空港法(昭和31年法律第80号)第12条第1項の規定に基づき、佐賀空港供用規程を次のとおり定める。

第1章 佐賀空港が提供するサービスの内容

(運用時間等)

第1条 佐賀空港の運用時間は、17.5時間(6:30~翌0:00)とする。ただし、佐賀空港事務所長は、定期便の遅延、空港の施設の工事又は地震災害等の緊急のため必要と認める場合は、空港の運用時間を変更することができる。

2 佐賀空港機能施設事業等の営業時間及び駐車場の営業時間については、別に定め、インターネットその他の適切な方法により公表するものとする。なお、その内容は常に正確かつ最新の内容に保つよう努める。

(佐賀空港の概要)

第2条 滑走路の本数(長さ×幅) 1本(2,000m×45m)

2 単車輪荷重 30t

3 ウエストエプロン 5バース

(大型ジェット用2バース、小型ジェット用2バース、小型ジェット用(自走式)1バース)

イーストエプロン 4バース

(中型回転翼機用4バース)

4 ILS施設の有無、数、運用カテゴリー

1式、カテゴリー 精密進入灯火

(佐賀空港が提供するサービスの内容に関する情報)

第3条 次に掲げる佐賀空港が提供するサービスの内容に関する情報については、別に定め、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。なお、その内容は常に正確かつ最新の内容に保つよう努める。

(1) 案内所、有料待合室その他の佐賀空港が提供するサービスに係る施設に関する情報

(2) 空港管理者等の氏名、住所及び連絡先その他の佐賀空港に関する情報

第2章 佐賀空港のサービスの利用者その他の者が遵守すべき事項の内容

(サービスの利用者その他の者が遵守すべき事項)

第4条 空港が提供するサービスの利用者その他の者が遵守すべき事項に関しては、佐賀空港条例(平成10年佐賀県条例第22号)の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年3月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年3月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年8月9日から施行する。